

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第2号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。